

決議案第2号

不当な移送と生活保護費適用を正す決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年 6月13日

取手市議会議長

入江 洋一 殿

提出者 取手市議会議員 細谷 典男

〃 〃 加増 充子

[提案理由]

違法な行政上の手続きが生じていることから、この是正をはかるため。

## 不当な移送と生活保護費適用を正す決議

取手市職員らが、2017年（平成29年）1月25日に東海村の母子生活支援施設から市民を精神科のある医療機関（取手市）に強制的に移送しました。精神病院への移送は精神保健福祉法によって定められ県の権限とされております。

取手市職員と児童相談所職員が突然施設を訪れ、あらかじめ用意された車に乗せられ警備員（男女各1名）に囲まれ抵抗できない状況下での問答無用の連行でした。市は精神保健福祉法第47条によりおこなったとしていますが、法においても今回の移送は許されない不法行為です。

医療保護入院を目的とした精神障害者を病院に移送する際に交通費が発生しますが、依頼した本人または家族が負担すべきことです。または、県による措置入院では移送費は県費でまかなわれますが、厳しく条件が定められています。今回の移送はこれに該当しないことは明らかです。

到着した病院において、費用の支払いを否定したため、希望していない生活保護の支給を2月2日に決定し、1月25日にさかのぼってすべての費用を税金でまかっています。生活保護に関する手続きは不正に行われました。

1. 市による精神保健福祉法47条4項による移送は違法である。市長は誤りを認め二度と同項に基づく移送は行わないよう子育て支援課などの関係部署に命令すること。
2. 生活保護費から移送費用17万200円を支出したことは違法であるから取手市は国庫に返還すること。
3. 市長は事実関係を十分調査した上、責任の所在を明らかにすること。

以上、決議いたします。

令和元年 6月 日

茨城県取手市議会